

地方独立行政法人岩手県工業技術センター研究員派遣事業規則

制定 平成18年4月1日
最終改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）が、法人以外の者（以下「派遣先企業等」という。）へ法人の研究員を派遣すること（以下「研究員派遣」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、県内に工場又は事業所を有する者又は理事長が特に認める者をいう。

2 この規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権及び外国における前記各権利に相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物又は同項第10号の3に規定するデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までの著作権及び外国における前記各権利に相当する権利
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び外国における前記権利に相当する権利
- (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における前記権利に相当する権利
- (6) 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記権利に相当する権利
- (7) 種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記権利に相当する権利
- (8) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであつて、かつ、財産的価値のあるものを使用する権利

(研究員派遣の内容)

第3条 この規則において「研究員派遣」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究員派遣の内容は、派遣先企業等において実施される技術開発に係る試験、研究、分析、検査、評価等に関する技術支援であること。
- (2) 研究員派遣の対象は、派遣先企業等の岩手県内事業所に派遣を行うもののうち、派遣日数がおおむね10日以上60日以内と想定されるものであること。
- (3) 研究員派遣の事業期間は、一つの技術開発に対して1年以内であること。
- (4) 派遣する研究員が派遣先企業等で業務を行う時間は、原則として派遣企業における就業規則に定める休日を除く日の勤務時間の範囲内であること。

(研究員派遣の実施基準)

第4条 法人は、研究員派遣を行おうとするときは、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認し、研究員派遣を実施する。

- (1) 派遣先企業等は、第2条第1項に規定する中小企業者等であること。
- (2) 研究員派遣の対象となる業務が法人が対応可能な技術分野であること。
- (3) 研究職員派遣の対象となる業務が法人研究員でなければ解決が困難な課題であること。

(申込み)

第5条 研究員派遣を受けようとする者（以下「申込者」という。）は研究員派遣申込書（様式第1号）を理事長に提出する。

(派遣の決定と通知)

第6条 理事長は、申込みがあった研究員派遣の内容を、法人の部長以上で組織される会議において検討し、実施の可否を研究員派遣可否通知書（様式第2号）により、申込者に通知する。

(協定の締結)

第7条 法人及び派遣先企業等は、研究員派遣の実施に当たり、研究員派遣協定書（様式第3号）により、研究員派遣に関する協定を締結する。

(協定の変更)

第8条 法人及び派遣先企業等は、やむを得ない事由により研究員派遣協定書の記載事項に変更が生じた場合、双方協議の上、研究員派遣変更協定書（様式第4号）により、速やかに協定の変更を行わなければならない。

(手数料)

第9条 手数料の額は、研究員派遣を行う日1日につき、10,000円とする。

2 派遣先企業等は、研究員派遣を実施した月ごとに、翌月に法人が発行する研究員派遣請求書（様式第5号）に記載される手数料を支払わなければならない。

(中止)

第10条 法人及び派遣先企業等は、天災その他やむを得ない理由により研究員派遣を継続することが困難になった場合、協議の上、当該研究員派遣の一部又は全部を中止することができる。

2 前項において、法人及び派遣先企業等は双方が受けた損害については、相互にその責めを負わない。

(成果の報告)

第11条 法人は、研究員派遣を終了又は中止したときは、研究員派遣報告書（様式第6号）を派遣先企業等に提出する。

(知的財産権の取扱い)

第12条 研究員派遣において発生した発明等に係る知的財産権についての取扱いは、地方独立行政法人岩手県工業技術センター共同研究規則の例による。

(秘密の保持)

第13条 法人及び派遣先企業等は、研究員派遣により知り得た相手方の秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なしに、第三者に漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 法人が相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 他の規則等に別段の定めがあるもの

2 法人及び派遣先企業等は、前項に定める秘密情報の保持に関して、相手方の求めに応じて、別途秘密保持契約を締結することができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、研究員派遣の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。